



白 井 市
消 費 生 活 セ ン タ ー
だ よ り

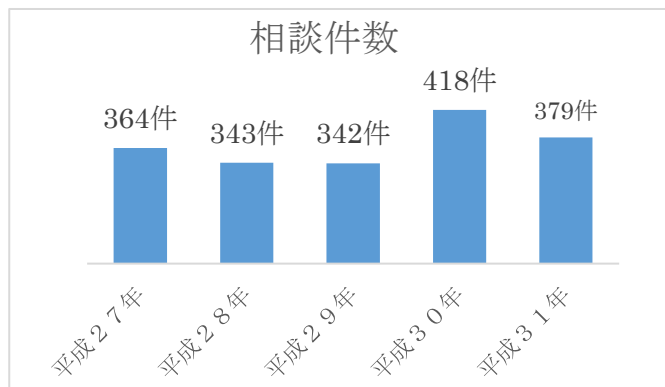
第 7 号 令 和 2 年 7 月 発 行

発行元：白井市消費生活センター
(市民環境経済部産業振興課)
TEL：047-492-1111 (代表)

《平成 3 1 年度相談件数》

平成 3 1 年度の相談件数は 3 7 9 件でした。
昨年度の相談件数 4 1 8 件より 9 % 減少
しています。

高齢者 (6 0 歳以上) の相談は 2 1 4 件で、
全体の 5 6 % にあたります。



《相談内容別件数 上位》

- ・はがきやSMSによる架空請求
- ・有料サイト・情報商材
- ・火災保険申請代行のサービス
- ・化粧品・健康食品の定期購入
- ・住宅修理関連サービス

架空請求はがきの相談は前年度より
減少しましたが、依然として相談内容
別件数の 1 位です。

はがきだけでなく、携帯電話のショ
ートメッセージでも届きます。絶対に
電話はしないでください。



《最近、多い相談内容》

・屋根の修理等に「火災保険が使える」と訪問による勧誘を受けて、高齢者が住宅修理の契約
トラブルに巻き込まれるトラブルが増えています。解約金が契約金額の 5 0 % と高額なケース
もあります。勧められるままに契約することはせず、じっくり検討するようにしましょう。

シミ・シワトリ化粧品や「痩せる」健康食品、筋肉増強サプリメントなどのネット通販での定
期購入トラブルも後を絶ちません。注文する際にサイトの内容をよく確認しないことでトラブ
ルになる事例も多い相談です。必ず「利用規約」「特定商取引法上の表記」を確認しましょう。

何か変だな、おかしいな、と思ったら、消費生活センターへ相談して下さい。

白井市消費生活センターのご案内

相談日：月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)

相談時間：1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0、1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

場所：白井市役所 本庁舎 2 階

電話：0 4 7 - 4 9 2 - 1 1 1 1 (代表)

広報誌毎月 1 5 日号に「はい！消費
生活センターです」を掲載中！！！！

交流・介護予防・安否確認のために ～お元気まもり事業の紹介～

「お元気まもり事業」は、研修を受講した住民（見守りパートナー）による定期的な訪問、電話などによって、元気に過ごしているかを確認する取り組みです。利用することで、次のような利点もあります。

○地域のあいさつ仲間が増え、定期的な交流により介護予防につながる

○自宅での体調が悪くなった場合の発見のきっかけになる

対象になる方は次のとおりで、**利用は無料**です。

利用を希望する方は、地域包括支援センターにお申込みください。



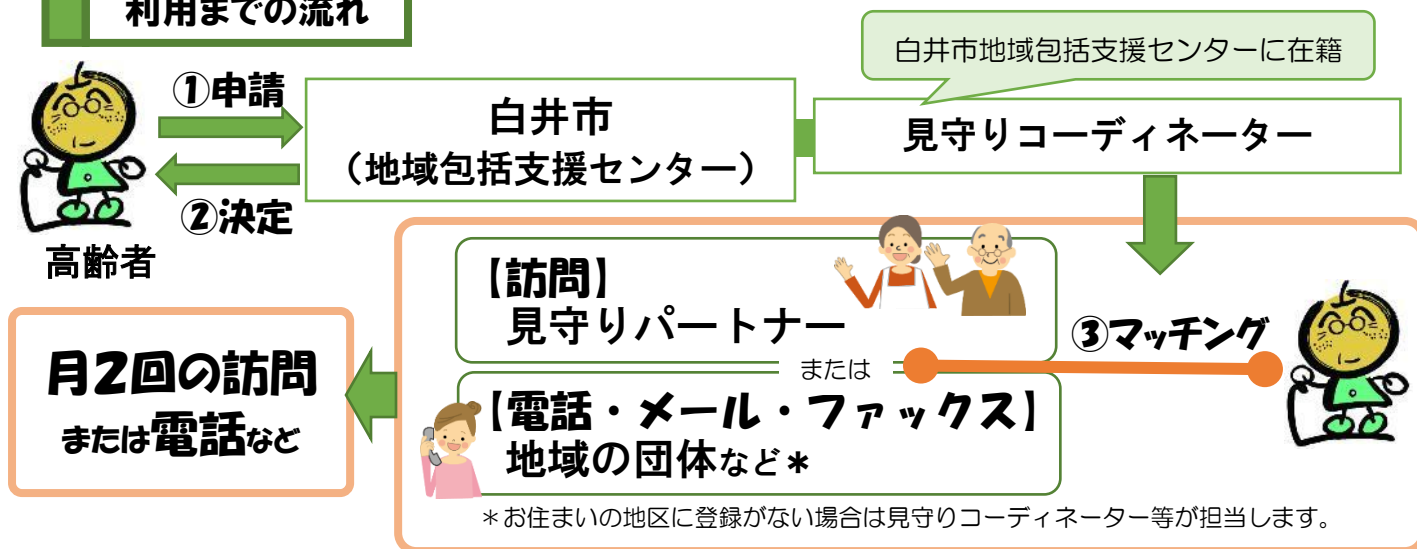
対象になる方

市内に在住する高齢者で、原則、公的サービスによる週1回以上の自宅訪問がなく※、次のいずれかに該当する方

1. ひとり暮らしの65歳以上の方
2. 65歳以上のみの世帯（高齢者のみ世帯）に住む75歳以上の方
3. 65歳未満の同居家族がいるが、家族の就労などにより、日中ひとり（日中独居）となる75歳以上の方
4. その他、本事業による見守りが必要と判断されるおおむね65歳以上の方※

※ 公的サービスを利用していても、この事業による見守りが必要と判断される場合は対象となりますので、ご相談ください。

利用までの流れ



申込み先 / 白井市地域包括支援センター（白井市保健福祉センター1階） 電話 047-497-3474
白井駅前地域包括支援センター（白井駅前センター内）・西白井駅前地域包括支援センター（西白井複合センター内）

出前消費者講座のご案内 ～自立した消費者をめざして～

市の消費生活相談員が地域で起きている身近な事例や最新の消費者トラブルの動向をゲームやクイズを織り交ぜてお話しします。ご近所での会合、地域で活動するグループや高齢者サロンなどで、ぜひご利用ください。

講師（相談員）の派遣は無料です。

内容や日時・場所についてはご相談ください。【問】産業振興課 492-1111（内 3243）

